

特定商取引法で行政処分を受けた加盟店との取引について

弊社は、2019年3月19日付で中国経済産業局から特定商取引法に基づく行政処分（6ヶ月間の業務停止命令）を受けた株式会社日本クリオ（広島県広島市中区上八丁堀4-1）と取引がありましたことをご報告いたします。

また、同社に対しては同日付で山口県も行政処分(指示処分)を行っております。

なお、株式会社日本クリオでの弊社クレジット契約に関しまして、ご相談などがございましたら、弊社お客様サービス室までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

お客様サービス室 0120-983-383 受付時間 9:00～18:00（土日祝日を除く）